

仕 様 書

1 件 名

堺市議会公用バス借り上げ

2 目 的

発注者が実施する行事について、発注者の指定する行程に基づき、議員等の送迎を適正に行うことを目的とする。

3 内 容

受注者は、発注者が実施する行事について、届出のあった車両を運転手付きで提供し、発注者の指定する行程に基づき、議員等の送迎を行う。

なお、行事により、2台以上のバスによる送迎が必要となる場合がある。

4 履 行 場 所

原則として大阪府内とする。

5 履 行 期 間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

6 対 象 車 両

旅客定員27名以上29名以下(補助席を含む)かつ車両の長さ7メートル以下の小型車(マイクロバス)とする。ただし、後部固定サロン仕様及び乗合路線バス仕様の車両は不可とする。

[参考車両] 三菱ふそう製 ローザ ロングボディ

なお、2台以上のバスによる送迎が必要となる場合、車両が同等であれば、同一仕様の車両でなくともよいものとする。

7 対 象 時 間

原則として、7時から21時までの発注者が指定する時間とする。

8 履 行 方 法

- (1) 発注者は、受注者に対して、利用日の2週間前までに、申し込みを行うものとする。ただし、それ以降の申し込みであっても、提供可能な場合、受注者は応ずるものとする。
- (2) 受注者は、発注者の行事の都合により、申し込みが取り消された場合は、無条件に応じ、キャンセル料金の請求は行わないものとする。
- (3) 受注者は、発注者が指定する場所から送迎を開始し、発注者が指定する場所で送迎を終了するものとする。

- (4) 受注者は、発注者が指定した行程及び時刻等の運行条件に見合う目的地までの走行経路並びに運行当日の渋滞情報、車線規制・通行止め・交通規制などの道路交通情報を把握し、円滑な運行に努めるものとする。また、当日の道路事情等により円滑な運行に支障をきたすと考えられる場合は、即座に代替経路を提案し、発注者の承認を得て運行し、発注者が指定する行程への支障を最小限に留めるよう対応するものとする。
- (5) 借り上げにおいて有料道路、有料駐車場その他有料施設（以下「有料道路等」という）を利用した場合の費用は、発注者の負担とする。
- (6) 受注者は、借り上げ中に事故や車両故障（以下「事故等」という）が発生した場合、発注者に対して直ちに報告するとともに、発注者の指定する行程に支障が出ないように、自己の責任と負担において即座に代替手段を提供するものとする。
なお、受注者は、発注者に対し、事故等の詳細及びその対応についての報告書を提出するものとする。
- (7) 受注者は、借り上げ中の送迎における事故等により、乗客又は第三者に対して損害を与えたときは、自己の責任と負担において対応しなければならないものとする。

9 予 定 数 量

借り上げ回数は、年間27回を予定する。

なお、仕様書に示す予定数量はあくまでも予定の数量であるため、発注者の行事の都合により、この数量を変更することがあり得る。

1 0 借り上げ1回ごとの金額の算定方法

運行開始（出庫）から運行終了（帰庫）までの走行距離に、契約単価の1kmあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始（出庫）から運行終了（帰庫）までの走行時間に点検・点呼等に要する時間（2時間）を加えた時間に、契約単価の時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額を借り上げ1回ごとの金額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

端数処理については、走行距離の端数は10km未満を10kmに切り上げ、走行時間の端数は30分未満切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて計算を行うこととする。

1 1 運行時間・距離の確認

受注者は、請求に際し、受注者の責任において、借り上げ1回ごとの運行時間・距離等を記載した運行時間・運行距離報告書兼料金計算書を提出するものとする。

1 2 有料道路等の使用料について

有料道路等の使用料を支払う必要がある場合、受注者の立替払とする。なお、立替払の費用は、毎月末締めとし、当該月の契約代金に加算して支払うものとする。ただし、有料道路等の使用は、発注者の指示又は承認がある場合に限るものとする。

また、請求に際しては、有料道路については利用証明書、有料駐車場その他有料施設については領収書を提出するものとする。

1 3 契約代金の支払い

契約代金は毎月払とする。毎月末締めとし、当該月の借り上げ1回ごとの料金を合算した額に、当該月の有料道路等の使用料を加算した額を支払うものとする。

1 4 管 理 体 制

(1) 業務責任者

受注者は、本契約を円滑かつ確実に履行するため、業務責任者を定め、契約締結後、速やかに、その氏名及び連絡先を書面にて発注者に報告することとする。

また、業務責任者に変更があった場合についても同様とする。

(2) 業務責任者の責務

業務責任者は、本契約にかかる全ての事項について、その責任を負うとともに、発注者との間における全ての連絡、交渉、協議等の対応を行うこととする。

1 5 営業所・使用車両届出書

(1) 受注者は、発注者に対して、提供する車両の車庫がある主たる営業所の所在地及び当該営業所から出庫する車両（車種、車両番号、仕様）を記載した「主たる営業所・使用車両届出書」を提出するものとする。

(2) 受注者は、原則として、届出した主たる営業所から届出した車両を提供するものとする。

(3) 借り上げ1回ごとの金額算定にかかる出庫・帰庫する営業所は、届出書に記載された主たる営業所とする。

(4) 受注者は、やむを得ず主たる営業所から車両を提供できない場合、発注者に対して「従たる営業所・使用車両届出書」を提出するものとし、発注者に対して、従たる営業所からの車両の提供について事前連絡のうえ、発注者が承認した場合に限り、従たる営業所から車両を提供できるものとする。ただし、従たる営業所からの車両の提供は、年間借り上げ回数の半数未満に限るものとする。

なお、この場合における借り上げ1回ごとの金額の算定する際の出庫・帰庫する営業所は従たる営業所とする。

(5) 受注者は、届出した営業所の所在地または届出した車両を変更する場合、発注者に対して、速やかに営業所・使用車両届出書を提出するものとする。ただし、主たる営業所を変更する場合には、必ず事前に発注者と協議するものとし、変更後の主たる営業所の所在地によっては、本契約を解除することがあり得るものとする。

1 6 運行にかかる受託者の義務

(1) 総則

受注者は、指定した行程及び時刻等の運行条件、並びに交通法令等を遵守し、安全にかつ確実に履行するものとする。

(2) 環境への配慮

受注者は、バスの待機時等にはエンジンを停止させ、不要なアイドリングをしないなど、環境への配慮に取り組むよう運転手に指示することとし、運転手はこれを遵守しなければならない。

(3) 業務従事者の禁煙協力

業務従事者は、車両内では常時禁煙し、かつ全ての本市施設内においても禁煙するものとする。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務を終了した後もまた同様とする。また、秘密保持については、契約時に誓約書を提出するものとする。

なお、秘密の漏洩が発覚したときは、直ちに本契約を解除し、それによって生じた損害賠償を請求する。

(5) 事業許可

受注者は、一般貸切旅客自動車運送事業を営むための許可を受けているものとする。

なお、受注者が、一般貸切旅客自動車運送事業を営むための許可を取り消された場合、発注者に対して直ちに報告するものとする。この場合、直ちに本契約を解除し、それによって生じた損害賠償を請求する。

1.7 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

1.8 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えるものとする。

1.9 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、発注者へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

2.0 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下

「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

21 その他

この仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者双方協議して定めるものとする。